

2012年（平成24年）3月1日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

情報公開請求の公開拒否決定に関する異議申立てについて（答申）

2011年（平成23年）6月24日付けで諮問された「自立支援医療意見書（診断書）（精神通院医療用）平成22年度収受一切のうち、藤沢病院分について主たる精神障がい名、従たる精神障がい名、医師氏名、投薬内容。」の情報公開請求の公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が、「自立支援医療意見書（診断書）（精神通院医療用）平成22年度収受一切のうち、藤沢病院分について主たる精神障がい名、従たる精神障がい名、医師氏名、投薬内容。」の行政文書公開請求に対し、2011年（平成23年）6月16日付けでした公開拒否決定については、実施機関の処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2011年（平成23年）6月10日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「自立支援医療意見書（診断書）（精神通院医療用）平成22年度収受一切のうち、藤沢病院分について主たる精神障がい名、従たる精神障がい名、医師氏名、投薬内容。」（以下「本件請求文書」という。）の文書の行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同月16日付けで、異議申立人に対し、公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、同月19日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを

求める異議申立てを行った。

- (4) 実施機関は、2011年（平成23年）6月24日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件処分について諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、条例第6条第1号に該当しないため、本件請求文書の全部公開を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人は、意見書で以下のとおりの主張をしている。

本件請求文書は、大概医療機関から実施機関へ直送であり、患者本人が目にすることは稀である。

また、件数から思料するに本人が特定される恐れは皆無である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、非公開理由説明書及び意見陳述において、以下のとおりの主張をしている。

本件請求文書は、自立支援医療受給者証（精神通院）の支給認定をする際に、根拠となる判定資料である。当然のことながら申請者の氏名、生年月日、住所等の特定の個人が識別できる情報のみならず、病名、発病から現在までの病歴、治療内容、今後の治療方針等の個人の心身に関する詳細な情報であり、その記載された内容は慎重に取り扱うべきものである。本件請求の内容は、申請者の氏名、生年月日、住所等の個人識別部分を除いたとしても、病名、現在の治療内容である投薬内容については、他人には知られたくない個人の心身に関する情報であり、本人であれば自己情報であることがわかる可能性が強く、本人の意思に関係なく当該情報を第三者に公開することは、たとえ家族であっても第三者に知られることを恐れる者もいること、場合によっては治療行為をやめてしまい、適正な治療によって回復されるべき者が回復できないことになるなど、当該個人に不安感や不快感等の精神的苦痛を及ぼすこととなり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別できないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、非公開とした。

また、本件請求文書の性質上、医療機関名、医師氏名等本件請求内容がその

他の情報と組み合わせた場合に、特定の個人が識別できる可能性があると考えられることから、条例第6条第1号に該当すると判断し、非公開とした。

これに対し異議申立人は、本件請求文書が、条例第6条第1号に該当するものではないとしている。

しかしながら、本件請求文書は、個人の心身に関する詳細な情報が記載された、極めて機微に渡る個人情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると判断できるため、異議申立人の主張する理由は認められない。

したがって、実施機関が行った本件処分については、違法、不当な点はないので、実施機関の決定は妥当であるとの答申を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第53条及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第35条の規定に基づき、精神疾患で医療機関に通院する者が、自立支援医療費の支給を受けようとする場合に、市町村に提出する申請書に添付しなければならない医師の診断内容が記入された意見書であり、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「病名」、「発病から現在までの病歴」、「現在の病状、状態像等」、「現在の治療内容」、「今後の治療方針」、「医療機関の名称」、「医師氏名」等が記載されている。

本件請求文書のうち、異議申立人が公開請求した部分は、「病名」のうち、「（1）主たる精神障がい名」、「（2）従たる精神障がい名」、「医師氏名」、「現在の治療内容」のうち「（1）投薬内容（薬剤名・用法用量等）」（以下「請求部分」という。）である。

(2) 自立支援医療制度（精神通院医療）について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第1条の（目的）には、「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る」と規定している。

「自立支援医療（精神通院医療）」は、同法第52条の規定に基づき、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する統合失調症などの精神疾患（てんかんを含む）を有し、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して、その通院医療費に係る自己

負担額を軽減する公費負担医療制度である。

(3) 条例第6条第1号の該当性について

実施機関は、当該文書について、条例第6条第1号に該当するとして、公開拒否決定を行ったことから、以下、その該当性について検討する。

ア 条例第6条第1号では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」については、公開しなければならないものではない。

イ 本件請求文書のうち、「氏名」、「生年月日」、「住所」等を除いて公開した場合、請求部分から直ちに特定の個人が識別できるとまでは言えないとしても、医師氏名等請求部分から特定の個人が識別できる可能性は否定できない。

ウ また、精神通院医療受診者は、精神的に不安定である場合が多く、たとえ家族等であっても治療を受けていることを第三者に知られたくないと考えている者もおり、本件請求文書を公開した場合、請求部分からは特定の個人が識別できないとしても、自己の情報が公になっていることを知ることにより、治療に関する不安感等の精神的苦痛を受けることにとどまらず、治療行為をやめたり、あるいはこれから治療が必要だと考えていても、治療を受けに行かないなど、適正な治療によって回復されるべき者が回復できないことになりかねず、自立支援医療制度の趣旨に照らしても、当該制度自体の運用に支障を来すことともなり、当該制度により給付を受けている当該個人の権利利益を害する可能性は十分考えられる。

したがって、条例第6条第1号に該当するという実施機関の主張には、理由があると認められる。

以上のことから、異議申立人が取り消しを求める公開拒否決定処分については、実施機関の処分が妥当であると判断する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2011. 6. 10	・ 行政文書公開請求書受付
6. 16	・ 行政文書公開拒否決定処分
6. 20	・ 郵送による行政文書公開異議申立書（6. 19付け）受理
6. 24	・ 市長から審査会へ諮問書の提出
7. 4	・ 審査会から市長へ非公開理由説明書の提出要請
8. 4	・ 市長から審査会へ非公開理由説明書の提出
8. 10	・ 審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付 及び意見書の提出要請
8. 15	・ 異議申立人から審査会へ意見書の提出
8. 16	・ 審査会から市長へ意見書の写しの送付
10. 24	・ 審査会から市長へ対象文書の提出要請
11. 14	・ 市長から審査会へ対象文書の提出
12. 15	・ 実施機関からの意見聴取
2012. 1. 19	・ 審議
2. 24	・ 審議
3. 1	・ 答申

※異議申立人は審査会に対し口頭意見陳述を行わない旨、書面により意思表示を行った。

第14期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2012年2月1日～2014年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
○ 小 澤 弘 子	弁護士
青 木 孝	弁護士
中 津 川 彰	弁護士
金 井 惠里可	文教大学国際学部准教授

◎会長 ○職務代理者